久喜市特別職報酬等審議会条例及び事務次官通達

〇久喜市特別職報酬等審議会条例

平成22年7月13日 条例第241号 改正 平成27年3月24日 条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため久喜市特別職報酬等審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会 に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴く ものとする。

(組織等)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 市の区域内の公共的団体の代表者
 - (3) 学識経験を有する者
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に該当する教育長が在 職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第2条の規定は適用せず、 改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

〇事務次官通達

特別職の報酬等について

(昭和39.5.28 自治給第208 号 自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市 (特別区を含む。) については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、 また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

訴

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例 準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとすること。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとすると きは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする こと。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適 当であること。

3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

別紙条例準則 (略)